

北周武帝親政期・宣帝期における側近官の人的構成

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21191

《論説》

北周武帝親政期・宣帝期における側近官の人的構成

会田 大輔

はじめに

西魏・北周は、隋唐の支配層・軍事制度の淵源として注目され、多くの研究がなされてきた。そのほとんどが正史の歴史像に依拠し、「西魏：宇文泰によって北周の基盤形成 → 宇文護執政期：北周建国に成功するも腐敗 → 武帝親政期：富国強兵・華北統一 → 宣帝期：暴政 → 隋建国」という歴史像を共有してきた。しかし、近年、『周書』の作為性が指摘され、北周史の見直しが進んでいる⁽¹⁾。支配者層の形成や諸制度の策定が当時の政治動向と切り離せないことを踏まえると、西魏・北周政治史の再検討が求められよう。筆者は宇文護執政期（宇文泰の甥の護が北周の実権を掌握した時期）について、諸史料中の宇文護像に違いがあることを示した上で、宇文護幕僚の人的構成や仏教政策・地方統治・婚姻動向などの面から検討した。その結果、宇文護が諸制度を整え、多様な勢力に配慮して北周を安定させたことを明らかにした⁽²⁾。このことは、宇文護執政期に続く武帝親政期・宣帝期の歴史像や位置づけ、さらには周隋革命の経緯についてとらえ直す必要があることを示していよう。

なかでも武帝親政期の華北統一の成果を継承した宣帝期は、「暴政」を展開して周隋革命の原因になったとされる時期である。しかし、北朝から隋唐への転換点に位置している時代であるにもかかわらず、これまで宣帝期の研究は殆どなされてこなかった。宣帝は宣政元年（578）6月の即位から、大象2年（580）5月に没するまでの2年に満たない治世の間に、皇太子に譲位して天元皇帝を称し、様々な「暴政」を行ったとされている。正史中には、その「暴政」が数多く記されており、『周書』巻7・宣帝紀の史臣曰条では、

卒使昏虐君臨、姦回肆毒、……窮南山之簡、未足書其過、盡東觀之筆、不能記其罪。

卒に昏虐をして君臨せしめ、姦回をして毒を肆いままにせしめ、……南山の簡を窮めても、未だ其の過を書くに足らず、東觀の筆を盡しても、其の罪を記す能わず。

と述べ、宣帝を「昏虐」・「姦回」とし、その悪事は書き尽くすことができないと酷評している。この宣帝について、川勝義雄氏は「内容をともなわないヒステリックな権威追求の姿を示すものにほかなら」ないとする⁽³⁾。また、谷川道雄氏は「武帝のあとを承けた宣帝は、昏暴の天子であった。かれはその恣虐をつくすために帝権の絶対化を図った」とし、「天子の権力が恣意・横暴の

方向に傾いていくと」、詔勅を扱う内史・御正などの重要官職が「佞臣たちによって占められていくことになる」と述べ、「周礼的体制から超越しようとする帝権のもとに、頽勢にある漢人名流が結託し、一種体制外的な世界を形造っていたことが想像される」とする⁽⁴⁾。さらに、武帝は独裁政治の健全な側面を十分に保っていたが、宣帝は暴君の典型であるとも述べている⁽⁵⁾。

しかし、宣帝を暴君として理解するのみでよいのだろうか。呂春盛氏は、宣帝による宗室・武帝側近の抑圧や天元皇帝自称、内史・御正上大夫の設置について、宗室権力を弱体化させる一方で側近の地位をあげ、自己の権威を高める目的であったとする。そして、その背景には武帝親政期の権力基盤の狭窄化（宗室・側近中心）があるとし、武帝親政期との連続性を指摘している⁽⁶⁾。また岡田和一郎氏は、宣帝が「関中本位政策」を否定する政策（洛陽再建・漢魏の制に基づく衣冠改革など）を行い、それまでの北周と異なる国制を模索していたとする⁽⁷⁾。魏斌氏も、宣帝による洛陽再建を取り上げ、煬帝との類似性を述べて、正史の宣帝評価に偏りがある可能性を指摘している⁽⁸⁾。拙稿も宣帝が北齊系も視野に入れた婚姻政策を行っていたことを明らかにした⁽⁹⁾。

このように近年では、宣帝期の再検討がなされつつある。特に呂春盛氏は、武帝親政期と宣帝期が皇帝のもとに行政・軍事の権力を集中させ、側近政治を行った点で共通していることを指摘し、両時期の連続性を見出している。武帝・宣帝の側近政治を担ったのは、皇帝の側近官である内史・御正である。彼らは宣帝没後の楊堅の権力掌握に積極的に関与し、周隋革命にも大きな影響を与えた。そこで本稿では、宣帝期を再検討する糸口として、武帝親政期と宣帝期の皇帝側近官の人的構成に注目したい。果して武帝親政期・宣帝期の側近官には、どのような人々が就任していたのだろうか。

一、北周における皇帝側近官

（1）内史の沿革と職掌

西魏では、廢帝3年（554）正月に品階にかわって正九命を頂点とする命階を導入し、恭帝3年（556）正月に『周礼』に基づく六官制（天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官）を施行した。翌年に西魏の恭帝から禪譲を受けて成立した北周は、この六官制を継承した。六官制下の皇帝側近官について、王仲華氏は、春官府の内史・天官府の御正と御伯（564年に納言と改名）をあげている⁽¹⁰⁾。一方、秦～明の草制制度の変遷を研究した山本隆義氏は、北周の納言は政界に影響を及ぼしていないとし、内史を側近官として重視した⁽¹¹⁾。また、谷川道雄氏は内史・御正を枢要な皇帝側近官としている⁽¹²⁾。本稿でも先学の成果に依拠し、内史・御正を主要な皇帝側近官とする。以下、内史・御正の沿革・職掌を確認していく。

北周は『周礼』に依拠して、儀礼を掌る春官府に内史を設置した。内史には「中大夫（正五命）

一下大夫（正四命）—上士（正三命）—中士（正二命）—下士（正一命）」が置かれた。建徳元年（572）に親政を開始した武帝は、建徳2年（573）3月に六府諸司の中大夫を廃し、下大夫を官長、上士を次官としたが、その後も内史には中大夫が置かれていた。また、武帝親政期には内史都上士（品命不明）が設置された可能性がある⁽¹³⁾。さらに宣帝は、大象元年（579）2月に内史上大夫（正六命）を増設した。これらのことから内史は武帝親政期以降に重要視されたことがわかる。

内史の職掌については、『大唐六典』巻9・中書省・中書令に、

後周依周官、春官府置内史中大夫二人、掌王言。蓋比中書監・令之任。

後周は周官に依り、春官府に内史中大夫二人を置き、王言を掌る。蓋し中書監・令の任に比すなり。

とあることから、中書に相当し、詔勅起草を専掌としていた⁽¹⁴⁾。孝閔帝元年（557）正月の北周建国から天和7年（572）3月まで、北周の実権は大冢宰（天官府長官）・都督中外諸軍事の宇文護が握っていたため、内史の存在感は薄かった。しかし、天和7年（572）3月に武帝が宇文護を誅殺し、建徳と改元して親政を開始した結果、『周書』巻40・王軌伝に、

建徳初、轉内史中大夫、……軍國之政、皆參預焉。

建徳の初め、内史中大夫に轉じ、……軍國の政、皆參預す。

とあるように、内史中大夫が国政に参与するようになった⁽¹⁵⁾。

（2）御正の沿革と職掌

続いて、行政を掌る天官府に設置された御正について見ていく。御正は『周礼』に登場しない西魏・北周独特の官である。当初、「中大夫（正五命）—一下大夫（正四命）—上士（正三命）—中士（正二命）—下士（正一命）」が置かれていたが、明帝期の武成元年（559）8月からしばらくの間「上大夫（正六命）」が設置され、宣帝期の大象元年（579）2月にも上大夫が設置された。

御正の明確な職掌の記載は、正史や『通典』などに見えない。『周書』巻32・申徽伝には、

明帝以御正任總絲綸、更崇其秩爲上大夫。員四人、號大御正、又以徽爲之。

明帝、御正任は絲綸を總べるを以て、更めて其の秩を崇くして上大夫と爲す。員は四人、大御正を號し、又た徽を以て之と爲す。

とあり、明帝期に御正が詔勅（「絲綸」）を掌ったことが記されている。元代の胡三省は、『資治通鑑』巻168・陳紀2・天嘉2年6月条の注で、御正について「蓋中書舍人之職也」と述べている。王仲犖氏も御正を中書監・令に相当するとし、石冬梅氏は御正の任を詔勅起草とし、中書監に該当すると述べている⁽¹⁶⁾。

一方、谷川道雄氏は、御正の職掌を詔勅起草ではなく、天子の側近で王言を下達する重要な役職であったとする⁽¹⁷⁾。建徳元年（572）に作成された庾信撰「司馬裔神道碑」にも、

尋轉大御正、邑一千一百戸。樞機近侍、出納絲言。

〔保定四年〕尋いで大御正に轉じ、邑一千一百戸。樞機に近侍し、絲言を出納す。

とあり、保定4年(564)に御正中大夫となった司馬裔が詔勅(「絲言」)を下達(「出納」)していたとする⁽¹⁸⁾。開皇9年(589)に作成された「成備墓誌」にも、

五年、除御正大夫、獻納樞機、絲綸允緝。

〔天和〕五年、御正大夫に除せられ、樞機に獻納し、絲綸允に緝む。

とあり、天和5年(570)に御正下大夫となった成備が詔勅(「絲綸」)をまとめていたことが記されている⁽¹⁹⁾。

これに対し、南北朝から隋唐に至る「賢才主義的中書舍人制」の流れに関心を持つ榎本あゆち氏は、内史との関連を明確にするため、御正中大夫・下大夫就任者の分析を通じて、その職掌を再検討した⁽²⁰⁾。榎本氏は詔勅起草を職掌としたのは明帝期と北周末のみであるとし、「文武両面から天子を補佐し天子としてあるべき道を進むように統御していく顧問官こそ御正の任務だったのでないか」と述べ、陳や北齊への遣使の際に御正を兼官・領官する事例があることから、北魏の散騎官に相当する官職であった可能性を指摘している⁽²¹⁾。ただし、榎本氏の指摘通り、詔勅起草の具体的事例は北周末まで確認できないが、「司馬裔神道碑」・「成備墓誌」からは、明帝期以後も御正が詔勅伝達に関わった様子が窺える。榎本氏の指摘とあわせて考えると、御正は詔勅伝達を掌ることもあった顧問官ということになる。

武帝親政期の建徳2年(573)3月に御正中大夫は廃止され、御正下大夫が官長となった。この時期の御正について、榎本あゆち氏は「専ら政治・軍事・礼制の顧問だった」とし、「被征服者、あるいは新進の官僚のみで高位の武官を欠くこの時期の御正の政界における重みはやや軽くなった」とする⁽²²⁾。このような状況は宣帝期に一変する。宣帝は大象元年(579)2月に、内史とともに御正に上大夫を設置し、御正の地位を高めた。『周書』卷40・樂運伝には、

内史・御正、職在弼諧、皆須參議、共治天下。

内史・御正、職は弼諧に在り、皆須らく參議し、共に天下を治むべし。

とあり、宣帝の「暴政」を諫めた樂運は、内史・御正は天子輔弼の任にあり、ともに国政を議論すべきであると述べている。

二、武帝親政期の内史・御正の人的構成

(1) 武帝親政期の内史就任者

天和7年(572)3月、武帝は大冢宰宇文護を誅殺し、建徳と改元して親政を開始し、都督中外諸軍事府を廃止して二十四軍を直属の親軍として軍権を掌握し、さらに禁衛の強化⁽²³⁾につとめた。

また、大冢宰の権限を弱めて⁽²⁴⁾行政権を掌握した。建徳2年(573)には、六府の中大夫を廃し、下大夫を官長とし、官職の削減・整理を通じて、行政府の弱体化を進めた。こうして武帝は、北魏末の爾朱榮以来⁽²⁵⁾続いてきた二重権力構造を解消し、皇帝自身が軍事・行政を決裁する皇帝専権体制の構築を図ったのである⁽²⁶⁾。

武帝に権力が集中した結果、皇帝側近で詔勅を掌る内史の存在感が大きくなった。宇文護執政期に皇帝侍衛(中侍・左侍上士)⁽²⁷⁾を経て、内史上士・内史下大夫を歴任し、武帝とともに宇文護誅殺を図った王軌は、武帝親政後、内史中大夫として朝政に参加した⁽²⁸⁾。同じく皇帝侍衛(右侍上士・宮伯下大夫など)を務め、宇文護誅殺に参画した宇文孝伯は、建徳5年(576)の北齊進攻の際に内史下大夫に任命され、朝廷の留守を預かっている⁽²⁹⁾。また、保定(561~565)年間から建徳初年まで内史中大夫に在任した王褒も、武帝の親政後、詔勅起草のほか朝議に参加している⁽³⁰⁾。さらに武帝親政期に内史中大夫となった柳昂は、『周書』巻32・柳敏伝附柳昂伝に、

武帝時、爲内史中大夫・開府儀同三司……當途用事、百寮皆出其下。……武帝崩、受遺輔政。
武帝の時、内史中大夫・開府儀同三司と爲る……用事を當途し、百寮皆其の下に出づ。……武帝崩じ、輔政を受遺す。

とあるように、百官を統括し、武帝没後に宣帝の輔政を遺囑されたことが記されている。このように武帝親政期の内史は、詔勅起草のほか、朝政に参加して武帝を補佐し、六府を統括するなど、武帝の専権体制を支えていたのである。

では、武帝親政期の内史就任者にはどのような特徴があるのだろうか。山本隆義氏は、北周の内史には出身を問わない「人材主義」に基づく人材登用が行われ、「華北における名族」が多く登用され、「鮮卑族出身者は極めて少なく」、「その大部分が北齊及び南朝の地の出身者で占められている」と述べている⁽³¹⁾。しかし、出土資料の増加や西魏・北周研究の進展を踏まえると、山本氏の見解には一部修正が求められる。

武帝親政期の内史中大夫・下大夫・上士就任者をまとめると表1のようになる。内史には、武帝とともに宇文護誅殺を計画した王軌・宇文孝伯や、宇文護執政期に内史・御正に就任していた王褒・王誼といった武帝側近と言い得る人物が複数名就任している。前述したように王軌・王褒・宇文孝伯は、朝政に参加して武帝を補佐していた。王誼も武帝に信任され、北齊進攻時に武帝を補佐し、華北統一に貢献している⁽³²⁾。また、皇帝侍衛経験者も5名(王軌・王誼・劉仁恩・宇文孝伯・李詢)確認できる。

その一方で、内史中大夫の劉雄・元巖、内史下大夫の趙芬・牛弘、内史上士の柳弘のように、もともと宇文護側近の都督中外諸軍事府(中外府)幕僚であった人物も確認できる。皇帝側近官である内史に、旧中外府幕僚が就任していることは、宇文護執政期と武帝親政期に人的連続性が存在したことを示している⁽³³⁾。

表1：武帝親政期内史就任者

	人名	本貫	任職年代	宇文護執政期	前職	後職	出典
中大夫	王褒	琅邪(旧梁)	保定中	内史中大夫	開府儀同三司?	太子少保	周 41
	王軌	太原	建徳初	左侍上士→内史上士→内史下大夫	内史下大夫	行軍總管	周 40、隋 1・38
	劉雄	臨洮	建徳 2 (573)	齊右下大夫・治中外府屬→駕部中大夫・兼中外府掾→軍司馬中大夫	納言中大夫	候正中大夫	周 29
	王誼	武川	建徳年間?	中侍上士→御正下大夫→雍州別駕	雍州別駕?	相州刺史	周 6・12・20、隋 40
	王誼	武川	建徳 6 (577) 後	同上	相州刺史	襄州總管	隋 40
	王韶	太原	建徳 6 (577) 後	不明	軍正下大夫	豐州刺史	隋 62
	柳昂	河東	建徳年間	不明	不明	大宗伯	周 32、隋 47、広 10
	元巖	河南洛陽	建徳年間?	中外府記室參軍	中外府記室?	民部中大夫	周 40、隋 62
劉仁恩	陝州弘農	建徳年間?	侍衛上士→承御下大夫→御正中大夫	御正中大夫	内史上大夫	劉仁恩墓誌	
下大夫	梁彦光	安定	建徳初?	舍人上士→小駟下大夫	小駟下大夫	御正下大夫	隋 73
	趙芬	天水	建徳初	司邑下大夫→陝州總管府長史→御伯下大夫→中外府掾→吏部下大夫	吏部下大夫	御正下大夫	隋 46・60、文館 452
	宇文孝伯	河南洛陽	建徳 5 (576)	宗師上士→右侍上士→宗師下大夫	右宮伯中大夫	宗師中大夫	周 40
	高頴	渤海	建徳年間	不明	内史上士	丞相府司録	隋 41
	盧愷 [※]	范陽	建徳年間	齊国公府記室參軍→吏部下大夫	吏部下大夫	礼部下大夫	周 32、隋 56
	賀若弼	河南洛陽	建徳年間	不明	齊王記室參軍	壽州刺史	周 40、隋 52
	辛仲景	隴西	建徳年間	不明	員外散騎侍郎?	没	周 39
	牛弘	安定	宣政元 (578)	中外府記室參軍→内史上士	納言上士	秘書監	周 37、隋 49
都上士	柳弘	河東	建徳年間	中外府記室參軍	御正上士	御正下大夫	周 22
	宇文弼	河南洛陽	建徳 5 (576) 前	礼部上士	吏部下大夫	司州 總管 府司録	隋 56
上士	高頴	渤海	建徳初?	不明	齊王府記室參軍	内史下大夫	隋 41
	柳弘	河東	建徳初	中外府記室參軍	中外府記室參軍?	宮尹下大夫	周 22
	李詢	隴西	建徳 3 (574) 前	左侍上士	納言上士	司衛上士	隋 37、李賢墓誌
	劉祥	沛国(旧梁)	建徳 3 (574) 後	齊国公府記室參軍	齊王友	万年果令	周 42
	李德林	博陵(旧北齊)	建徳 6 (577)	北齊官僚	通直散騎常侍兼中書侍郎(北齊)	御正下大夫	隋 42、広 10

周：『周書』 隋：『隋書』 文館：『文館詞林』 広：『広弘明集』

劉仁恩墓誌：胡戟等編『大唐西市博物館藏墓誌』（北京大学出版社、2012年）17番

李賢墓誌：毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局、2008年）10冊 No.1365

※『周書』卷32・盧柔伝は「吏部上士→内史上士→礼部下大夫」とする。

次に内史就任者の出自について確認したい。武帝親政期の内史中大夫のうち、漢人郡姓は河東柳氏の柳昂と琅邪王氏の王褒（南朝系）のみである。太原を本貫とする王韶は、『隋書』卷62・王韶伝に「自云太原晉陽人也、世居京兆」とあるように自称にすぎない。同じく太原王氏を称して

いる王軌も、四代にわたって北辺に居住しており、太原王氏とはみなせない⁽³⁴⁾。そのほか、元巖は西魏宗室であり、武川鎮出身の王誼は宇文泰の母王氏（胡族系）の一族である⁽³⁵⁾。また、内史下大夫・上士には、関中漢人郡姓（趙芬・辛仲景・柳弘・梁彦光）・入関山東貴族（盧愷）のほか、胡族系功臣の子弟（宇文孝伯・賀若弼・宇文弼・李詢）⁽³⁶⁾も就任している。山本氏の指摘と異なり、武帝親政期の内史には胡族系も複数名見え、漢人郡姓で占められていたわけではない。また南朝系は2名（王褒と劉祥）、北齊系に至っては李徳林のみにすぎなかった⁽³⁷⁾。

（2）武帝親政期の御正就任者

次に御正就任者について見ていきたい。既述したように建徳2年（573）3月に御正中大夫は廃止され、下大夫が御正の官長となった。この時期の御正下大夫・上士就任者をまとめると表2のようになる。これをみると御正就任者には、関中漢人郡姓（楊尚希・趙芬・梁彦光・柳弘・裴肅）が多く、胡族系功臣子弟は2名（于仲文・長孫熾）⁽³⁸⁾、入関山東貴族は1名（鄭訳）、北齊系は1名（盧思道）、南朝系は1名（鮑宏）であった。また、内史下大夫・上士を経て、御正に就任した人物が3名（趙芬・梁彦光・柳弘）見えた。御正にも内史と同じく宇文護執政期に中外府幕僚であった人物が確認できる（趙芬・柳弘）。一方、皇帝侍衛経験者は内史より少なく、1名（鄭訳）に留まっている。

この時期の御正就任者には、内史経験者がいるものの、武帝に信任されて朝政に参与したといった記述は見えず、榎本氏の指摘したとおり、顧問役に留まっていたと思われる。また、就任者

表2：武帝親政期御正就任者

	人名	本貫	任職年代	宇文護執政期	前職	後職	出典
下大夫	鄭訳	滎陽	建徳元（572）	給事上士→左侍上士	左侍上士	宮尹下大夫	周 35、隋 38
	楊尚希（北齊遣使）	弘農	建徳 3（574）	太学博士？	太子宮尹？	計部中大夫？	周 5、隋 46
	趙芬	天水	建徳 5（576）前	司邑下大夫→陝州總管府長史→御伯下大夫→中外府掾→吏部下大夫	内史下大夫	司会中大夫	隋 46、文館 452
	梁彦光	安定	建徳年間	舍人上士→小馭下大夫	内史下大夫	華州刺史	隋 73
	柳弘	河東	建徳年間	中外府記室參軍	内史都上士	没	周 22
	于仲文	河南洛陽	建徳年間？	趙国公府属→安固郡守	安固郡守	東郡太守	隋 60
	裴肅	河東	建徳年間？	給事中士	給事中士	行軍長史	周 35、隋 62
	鮑宏	東海（旧梁）	建徳 6（577）	麟趾殿學士	遂伯下大夫	利州刺史？	隋 66
上士	柳弘	河東	建徳年間	中外府記室參軍	小宮尹	内史都上士	周 22
	長孫熾	河南洛陽	建徳 2（573）後	起家以前	嶺郡太守	丞相府功曹參軍？	隋 51
	盧思道	范陽（旧北齊）	建徳 6（577）	北齊官僚	給事黄門侍郎（北齊）	掌教上士	隋 57、文苑 893

周：『周書』 隋：『隋書』 文館：『文館詞林』 文苑：『文苑英華』

の多くは隋代に活躍することになる若手官僚であり、榎本あゆち氏は「征服された南朝梁・北齊出身者や西魏北周の新進の官僚が政権中枢に参画するステップとなっていた」と述べている⁽³⁹⁾。

三、宣帝期の内史・御正の人的構成

(1) 宣帝期の内史就任者

宣政元年（578）6月、武帝が没すると皇太子贇が皇帝に即位した。宣帝は皇帝専権体制を更に押し進め、大象元年（579）2月には天元皇帝を称した上で、内史・御正に上大夫を設置し、宣帝側近の権限を強化した⁽⁴⁰⁾。その一方、彼は宗室による権力掌握を恐れ、即位直後に叔父の齊王宇文憲を殺害し、大象元年（579）5月には叔父たちを就国という形をとって左遷した⁽⁴¹⁾。また、武帝側近のうち、皇太子時代の宣帝の悪事を武帝に伝えていた王軌・宇文神拳・宇文孝伯を誅殺・賜死している⁽⁴²⁾。

では、宣帝期の内史・御正の人的構成はいかなるものだったのだろうか。まず、内史就任者についてみていきたい。表3は宣帝期の内史上大夫・中大夫・下大夫就任者をまとめたものである。宣帝期の内史就任者の出自を見ると、関中漢人郡姓（柳昂・柳雄亮・韋蕃）のほか、入関山東貴族も2名（鄭訳・崔仲方⁽⁴³⁾）確認できる。一方、胡族系功臣の子弟は王端（王徳の子）のみであり、北齊系官人も元行恭しか確認できない⁽⁴⁴⁾。宣帝期の内史のうち、武帝親政期の内史に多く見られた皇帝侍衛出身者は、鄭訳・劉仁恩の2名であった。

宣帝期の内史は上大夫・中大夫・下大夫それぞれに、鄭訳・王端（皇太子時代からの側近）・唐悟⁽⁴⁵⁾といった宣帝側近が就任している。なかでも活躍したのが、入関山東貴族の鄭孝穆の子の鄭訳である。『隋書』巻38・鄭訳伝に、

譯從祖開府文寬、尚魏平陽公主、則周太祖元后之妹也。主無子、太祖令譯後之。由是譯少爲太祖所親、恒令與諸子遊集。……文寬後誕二子、譯復歸本生。周武帝時、起家給事中士、拜銀青光祿大夫、轉左侍上士、與儀同劉昉恒侍帝側。

譯の從祖の開府文寬、魏の平陽公主に尚す、則ち周太祖元后の妹なり。主、子無く、太祖譯をして之を後がしむ。是に由りて譯少くして太祖の親しむ所と爲り、恒に諸子と遊集せしむ。……文寬後に二子を誕み、譯復た本生に歸す。周武帝の時、給事中士に起家し、銀青光祿大夫を拜し、左侍上士に轉じ、儀同の劉昉と恒に帝側に侍る。

とあるように、鄭訳は平陽公主（宇文泰の正妃の妹）をめとった従祖父鄭文寬の継嗣に一時的になつたため、宇文泰に目をかけられ、北周の武帝即位後に給事中士で起家し、皇帝侍衛の左侍上士となつた。武帝の親政開始後には、『周書』巻35・鄭孝穆伝附鄭訳伝に、

表3：宣帝期内史就任者

	名前	本貫	武帝親政期	前任官	後任官	出典
上大 夫	鄭訳	滎陽	御正下大夫→宮尹下大夫 →免官→吏部下大夫	内史中大夫	除名→領内史	周 35、隋 38、広 10
	劉仁恩	陝州弘農	内史中大夫	内史中大夫	徐州刺史	劉仁恩墓誌
中大 夫	柳昂	河東	内史中大夫	不明	大宗伯	周 32、隋 47
	元巖	河南洛陽	内史中大夫	中外府記室參軍?	免官	隋 62
	鄭訳 ^{*1}	滎陽	御正下大夫→宮尹下大夫 →免官→吏部下大夫	吏部下大夫	内史上大夫	周 35、隋 38
	柳雄亮	河東	賓部下大夫→納言下大夫	納言下大夫	考功侍郎 (隋)	柳雄亮墓誌
	韋霽	京兆	不明	不明	蒲州刺史 (隋)	隋 38
	王端	代郡武川	宮尹下大夫	宮尹下大夫	不明	周 40、王大礼墓誌
下大 夫	杜虔信	不明	不明	不明	不明	周 40
	高頴	渤海	内史上士→内史下大夫	内史上士	丞相府司録	隋 41
	牛弘	安定	納言上士→内史下大夫	納言上士	秘書監 (隋)	隋 49、広 10
	崔仲方	博陵	徐州總管府司録	徐州總管府司録	司農少卿 (隋)	隋 60、崔仲方墓誌
	唐梧	北海	不明	不明	免官 (隋)	北 67、統 19
	元行恭	河南洛陽 (旧北齊)	北齊官僚	中書舍人・待詔文 林館 (北齊)	掌禮上士? ^{*2}	北齊 38、広 10、統 19

周：『周書』 隋：『隋書』 北齊：『北齊書』 北：『北史』 広：『広弘明集』 統：『統高僧伝』

劉仁恩墓誌：胡戟等編『大唐西市博物館藏墓誌』（北京大学出版社、2012年）17番

柳雄亮墓誌：胡海帆・湯燕編『1996・2012 北京大学図書館新藏金石拓本菁華』（北京大学出版社、2012年）102番

王大礼墓誌：氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録 増訂版』（汲古書院、2009年）番号 1233

崔仲方墓誌：河北省文物研究所・平山県博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓」（『考古』2001・2）、堀井裕之「唐・李百葉撰「崔仲方墓誌」の分析—入關山東貴族の性格をめぐって—」（氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年）

※1『隋書』巻38・鄭訳伝は内史下大夫とする。

※2『広弘明集』巻10は、大象元年2月の記事で内史下大夫とし、5月の記事で掌禮上士とする。誤記（順序が逆?）の可能性が考えられるが、傍証する史料がないため、原文のままとする。

稍遷御正下大夫、頗被顧待。東宮建、以譯爲宮尹下大夫、特被太子親愛。……及太子西征、多有失德……宮臣親幸者、咸被譴責、譯坐除名。後例復官、仍拜吏部下大夫。宣帝嗣位、授開府儀同大將軍・内史中大夫、封歸昌縣公、邑千戸。既以恩舊、任遇甚重、朝政機密、竝得參詳。尋遷内史上大夫、進爵沛國公。上大夫之官、自譯始也。

稍く御正下大夫に遷り、頗る顧待せらる。東宮建つや、譯を以て宮尹下大夫と爲し、特に太子に親愛せらる。……太子西征するに及び、多く失徳有り……宮臣の親幸せらる者、咸な譴責を被り、譯坐して除名せらる。後に例もて官を復し、仍りて吏部下大夫を拜す。宣帝位を嗣ぎ、開府儀同大將軍・内史中大夫を授けられ、歸昌縣公に封ぜられ、邑千戸。既に恩舊を以て、任遇甚だ重く、朝政の機密、並びに參詳を得。尋いで内史上大夫に遷り、爵沛國公に進む。上大夫の官は、譯より始まるなり。

とあるように、御正下大夫を経て、皇太子の側近である宮尹下大夫に選ばれて、皇太子時代の宣帝に信任された。宣帝の失徳を防げなかったとして一時的に除名されたが、後に吏部下大夫で復

官した。宣帝即位後は、内史中大夫となって朝政に参与し、大象元年（579）2月には内史上大夫に就任した。鄭譚の経歴で注意すべき点は、彼が宇文護執政期に武帝の侍衛（左侍上士）を務めて「帝側」に侍ったのち、武帝親政期に御正下大夫に就任し、武帝に厚遇（「顧待」）されていることである。すなわち、宣帝は武帝側近から皇太子側近となった鄭譚を重用したのである。

また、既述したように宣帝は武帝側近を排除している。しかし、その一方で武帝親政期の内史就任者の一部を留任させている。武帝親政期に内史下大夫だった高頴・牛弘は、宣帝期も内史下大夫に留まっている。内史中大夫であった劉仁恩は宣帝即位後に内史上大夫に就任している。武帝に宣帝の輔政を遺囑された内史中大夫の柳昂も、宣帝に疎まれつつも内史中大夫に留まっている⁴⁶。同様に元巖も大象元年（579）2月の王軌誅殺の詔勅に署名を拒否して免官されるまで内史中大夫に留任した。このことから、武帝親政期と宣帝期の内史に人的連続性が存在したことがわかる。ただし、宣帝期における彼らの活躍は目立たず、宣帝に重用されていたとは言い難い。

（2）宣帝期の御正就任者

次に御正就任者についてみていきたい。武帝親政期の御正は下大夫が官長であったが、宣帝は六府の中大夫を復活させ、大象元年（579）2月には御正に上大夫を設置した。ここから御正の地位が宣帝期に高められたことがわかる。宣帝期の御正上大夫・中大夫・下大夫就任者をまとめると表4のようになる。宣帝期の御正就任者の出自をみると、関中漢人郡姓（梁彦光・柳機・趙嬰・杜杲・皇甫績）が多く、胡族系功臣の子弟は1名（宇文愷）、南朝系は2名（顔之儀・鮑宏）、北齊系は1名（李徳林）であった。

御正上大夫には皇太子時代の側近官（宮尹下大夫）であった関中漢人郡姓の柳機（柳慶の子）が就任している。『隋書』卷47・柳機伝に、

年十九、周武帝時爲魯公、引爲記室。及帝嗣位、自宣納上士累遷少納言・太子宮尹、封平齊縣公。從帝平齊、拜開府、轉司宗中大夫。宣帝時、遷御正上大夫。機見帝失徳、屢諫不聽、恐禍及己、託於鄭譚、陰求出外、於是拜華州刺史。

年十九、周武帝時に魯公と爲り、引きて記室と爲す。帝、位を嗣ぐに及び、宣納上士より累ねて少納言・太子宮尹に遷り、平齊縣公に封ぜらる。帝に従い齊を平らげ、開府を拜し、司宗中大夫に轉ず。宣帝の時、御正上大夫に遷る。機、帝の徳を失うを見て、屢ば諫むも聽かれず、禍、己に及ぶを恐れ、鄭譚に託せて、陰かに外に出づるを求め、是に於いて華州刺史を拜す。

とあるように、柳機は即位前の武帝の幕僚（魯国公府記室參軍）で起家し、宣納上士・納言下大夫を経て、皇太子側近の宮尹下大夫となった。華北統一後、司宗中大夫となり、宣帝即位後に御正上大夫に就任した。その後もしばしば宣帝を諫言したが聞き入れられず、災いが及ぶことを恐

表4：宣帝期御正就任者

	名前	本貫	武帝親政期	前任官	後任官	出典
上大夫	梁彦光	安定	内史下大夫→御正下大夫	華州刺史	青州刺史	隋 73
	柳機	河東	納言下大夫→宮尹下大夫 →司宗中大夫	司宗中大夫	華州刺史	隋 47
	趙熹	天水	民部中大夫→司会中大夫	司会中大夫	都司会	隋 46
中大夫	顔之儀	琅邪(旧梁)	太子侍読→宮尹下大夫	宮尹下大夫	西疆郡守(隋)	周 40
	杜杲(陳遣使)	京兆	司倉中大夫→河東郡守→ 温州刺史	温州刺史	申州刺史	周 39、北 70
	宇文愷	京兆	不明	不明	營宗廟副官(隋)	隋 68
下大夫	皇甫績	安定	宮尹中士→宮尹下大夫→ 畿伯下大夫	御正下大夫	内史中大夫	隋 38、全北 118
	皇甫績	安定	宮尹中士→宮尹下大夫→ 畿伯下大夫	畿伯下大夫	御正中大夫	隋 38、全北 118
	李徳林 ^{*1}	博陵(旧北齊)	内史上士	内史上士	丞相府屬	隋 42
	劉昉	博陵	武帝の侍従?→皇太子に 入侍(いずれも官名不明)	不明	丞相府司馬	隋 38
	鮑宏 ^{*2}	東海(旧梁)	遂伯下大夫→御正下大夫	遂伯下大夫	利州刺史?	隋 66、統 19

周：『周書』 隋：『隋書』 北：『北史』 統：『統高僧伝』

全北：韓理洲等輯校編年『全北齊北周文補遺』（三秦出版社、2008年）118頁「運城北周刻石記」

※1 榎本あゆち「西魏末・北周の御正について」（『名古屋大学東洋史研究報告』25、2001年）は、李徳林が武帝親政期に御正下大夫に就任したとする。しかし、『隋書』卷42・李徳林伝には「宣政末」とある。武帝は宣政元年6月に没し、同月に宣帝が即位している。宣政は、翌年正月の大成改元まで用いられたことから、宣政末は宣帝期に当たる。

※2 『統高僧伝』卷19は「御史」とするが、「御正」の誤と思われる。

れ、華州刺史に自ら望んで転じている。その他の御正上大夫には、武帝親政期に民部中大夫・司会中大夫などを歴任した趙熹、武帝親政期に内史下大夫・御正下大夫であった梁彦光がみえ、宣帝側近で固められたわけではない。宣帝期の御正上大夫は、国政に深く参与した形跡が窺えず、武帝親政期の御正と同じく、軍事・行政の顧問官として位置付けられていたものと思われる⁽⁴⁷⁾。

一方、御正中大夫・下大夫には、顔之儀・皇甫績・劉昉といった宣帝の皇太子時代の側近が就任している。西魏末に南朝の梁から降った顔之儀は、『周書』卷40・顔之儀伝に、

世宗以爲麟趾學士、稍遷司書上士。高祖初建儲宮、盛選師傅、以之儀爲侍讀。太子後征吐谷渾、在軍有過行、鄭譯等竝以不能匡弼坐譴、唯之儀以累諫獲賞。即拜小宮尹、封平陽縣男、邑二百戸。宣帝即位、遷上儀同大將軍・御正中大夫、進爵爲公、增邑一千戸。帝後刑政乖僻、昏縱日甚、之儀犯顔諫、雖不見納、終亦不止。深爲帝所忌。然以恩舊、每優容之。

世宗以て麟趾學士と爲し、稍く司書上士に遷る。高祖初めて儲宮を建て、盛んに師傅を選び、之儀を以て侍讀と爲す。太子、後に吐谷渾を征し、軍に在りて過行有り、鄭譯等並びに匡弼する能わざるを以て譴に坐し、唯だ之儀のみ累りに諫むるを以て賞を獲。即ち小宮尹を拜し、平陽縣男に封ぜられ、邑二百戸。宣帝即位し、上儀同大將軍・御正中大夫に遷り、爵を進められて公と爲り、邑を増すこと一千戸。帝、後に刑政乖僻し、昏縱日に甚し、之儀は犯顔し

てしばしば驟諫め、納れられざると雖も、終に亦た止まず。深く帝の忌む所と爲る。然れども恩舊を以て、毎に之を優容す。

とあるように、司書上士から皇太子時代の宣帝の侍読に遷り、その失徳行為を諫め続けた功績で、宮尹下大夫となった。宣帝即位後には御正中大夫に任じられ、盛んに諫言した⁽⁴⁸⁾結果、宣帝に忌まれたが旧恩によって容認されていた。

また関中漢人郡姓の皇甫績は、即位前の武帝の侍読（魯国公侍読）で起家し、武帝親政期に皇太子の側近である宮尹中士・宮尹下大夫を歴任し、宣帝期に御正下大夫・御正中大夫となった⁽⁴⁹⁾。漢族系功臣（山東出身の劉孟良）の子である劉昉は、『隋書』卷38・鄭訳伝に「〔鄭訳〕轉左侍上士、與儀同劉昉恒侍帝側。」とあるように、皇帝侍衛（左侍上士）の鄭訳とともに武帝の近侍をつとめた後、『隋書』卷38・劉昉伝に、

周武帝時、以功臣子入侍皇太子。及宣帝嗣位、以技佞見狎、出入宮掖、寵冠一時。授大都督、遷小御正、與御正中大夫顔之儀並見親信。

周武帝の時、功臣の子を以て皇太子に入侍す。宣帝位を嗣ぐに及び、技佞を以て狎れられ、宮掖に出入し、寵は一時に冠たり。大都督を授けられ、小御正に遷り、御正中大夫顔之儀と並びに親信せらる。

とあるように、皇太子時代の宣帝に入侍し、宣帝即位後、寵愛されて御正下大夫に就任して信任された。『隋書』卷38・盧賁伝に見える隋文帝の言には、

微劉昉・鄭譯及賁・柳裘・皇甫績等、則我不至此。……當周宣帝時、以無賴得幸。

劉昉・鄭譯及び〔盧〕賁・柳裘・皇甫績等微かりせば、則ち我此に至らず。……周宣帝の時に當り、無賴を以て幸を得。

とあり、鄭訳・劉昉・皇甫績らが宣帝に寵愛されたことが述べられている。

その一方、武帝親政期に御正下大夫に就任した鮑宏が宣帝期も留任しており、武帝親政期に御正下大夫となった梁彦光が、一時的に華州刺史に転任した後に御正上大夫となったように、御正にも武帝親政期との人的連続性が確認できる。武帝親政期に内史上士を務め、宣帝期に御正下大夫に就任した李徳林も、その一例にあげられよう。また、宣帝側近として知られる柳機・皇甫績・劉昉も、内史の鄭訳と同様に、もともと武帝の幕僚や近侍を務めていた。

おわりに

これまで内史・御正については、能力主義的人材登用との関連から検討がなされてきた。なかでも榎本あゆち氏は、「武帝親政後の内史制は隋代官僚世界の孵化器の役割を果たしたといえよう。……西魏・北周の御正制は北朝から隋唐代に到る官僚制、特に内史・中書制發達に対する強い刺

激となっていたと断定できる」と結論付けている⁽⁵⁰⁾。本稿では、こうした先行研究の成果を踏まえた上で、宣帝期を再検討する糸口として内史・御正に着目し、武帝親政期と宣帝期の内史・御正就任者について検討してきた。その結果をまとめると次のようになる。

①武帝親政期には、主に宇文護親政期から武帝を支えていた側近や皇帝侍衛経験者が内史中大夫に就任し、朝政に参与していた。その一方、武帝親政期の御正下大夫は顧問役に留まっていた。御正下大夫・内史下大夫・上士には、主に関中漢人郡姓・胡族系功臣の若手官僚が就任しており、北齊系は2名にすぎなかった。また、宇文護執政期に中外府幕僚であった人物も内史・御正に登用されていた。

②宣帝期に内史上大夫が設置され、内史の影響力が更に増した。内史には皇太子時代からの側近（鄭訳・王端）が就任して朝政に参与した。その一方で、武帝親政期の内史中大夫・下大夫の一部が留任していた。また朝政に参与した鄭訳も、もともと武帝の近侍であった。武帝親政期と宣帝期の内史には人的連続性が存在していたのである。内史就任者の出自を見ると、関中漢人郡姓が多く、胡族系功臣の子弟は少なく、北齊系は1名のみであった。

③宣帝期に御正上大夫が設置され、御正の地位が向上した。御正上大夫が顧問官として位置付けられていたのに対し、御正中大夫・下大夫には、皇太子時代の側近が就任し、朝政に参与していた。御正のうち、皇太子時代の宣帝の側近であった柳機・劉昉・皇甫績は、もともと武帝の幕僚・近侍であった。また、武帝親政期の御正下大夫の一部が留任しており、武帝親政期との人的連続性が存在していた。御正就任者の出自を見ると、関中漢人郡姓が多く、胡族系功臣の子弟は少なく、北齊系は1名のみであった。

既に先行研究によって、武帝・宣帝が内史・御正を中心とする側近政治を行っていたことは明らかにされていたが、本稿の検討によって、新たに武帝親政期と宣帝期の側近官の人的構成が類似していることが判明した。内史の出自について、山本隆義氏は北齊系・南朝系が多く就任していたとする⁽⁵¹⁾が、実際には両時期とも主に関中漢人郡姓を登用し、入関山東貴族・北齊系は少数に留まっていた。ただし、武帝側近に胡族系が多い点は宣帝期と異なっている。

また、宣帝は武帝側近を排除したことで知られているが、本稿での検討によって武帝親政期の内史・御正を多数留任させており、人的連続性が存在していたことが明らかとなった。隋代に活躍した高穎・牛弘・李徳林は、武帝親政期から宣帝期にかけて内史・御正をつとめていたのである。また、宣帝側近の鄭訳・劉昉・皇甫績も、もともと武帝の近侍・幕僚であり、武帝によって皇太子の側近官に抜擢されていた

宣帝は、これまで個人的欲望に基づいて権威追求を図ったと考えられてきた。しかし、武帝親政期と宣帝期の側近官の人的連続性が明らかになったことから、宣帝の「暴政」や天元皇帝自称についても、武帝親政期との関係、さらには北魏後半期から隋に至る流れを踏まえて捉えなおす

必要があろう。また、谷川氏や岡田氏が指摘したように、宣帝期にはそれ以前の北周の国制からの脱却が模索されていた⁽⁵²⁾。武帝親政期と宣帝期の連続性と断絶性について、どのように理解すればよいのだろうか。なぜ宣帝は「暴政」とみなされる諸政策を展開したのだろうか。これらの問題については、今後の課題としたい。

註

- (1) 山下将司「唐初における『貞観氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』111-2、2002年)、前島佳孝「いわゆる西魏八柱国の序列について—唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例—」(『西魏・北周政権史の研究』汲古書院、2013年、初出1999年)、前島佳孝「柱国と国公—西魏北周における官位制度改革の一齣—」(前掲前島書所収、初出2006年)、平田陽一郎「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」(『東洋史研究』70-2、2011年)など参照。
- (2) 拙稿「北周「叱羅協墓誌」に関する一考察—宇文護時代再考の手がかりとして—」(『文学研究論集』〈明大・院〉23、2005年)、拙稿「北周宇文護執政期再考—宇文護幕僚の人的構成を中心に—」(『集刊東洋学』98、2007年)、拙稿「北周「張僧妙碑」からみた宇文護執政期の仏教政策」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年)、拙稿「北周宗室の婚姻動向—「楊文悉墓誌」を手がかりとして—」(『駿台史学』144、2012年)、拙稿「北周宇文護執政期の地方統治体制—「延寿公碑」からみた河東地域—」(『東アジア石刻研究』5、2013年)参照。
- (3) 川勝義雄『魏晉南北朝』(講談社学術文庫、2003年、初出1974年)412~413頁参照。
- (4) 谷川道雄「周末・隋初の政界と新旧貴族」(『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房、1998年、初出1967年)参照。
- (5) 谷川道雄「府兵制国家と府兵制」(前掲註(4)谷川書所収、初出1986年)参照。
- (6) 呂春盛「北周後期的拡張与弱点的深化 第四節 宣帝時代的昏暴政治」(『關隴集團的權力結構演變—西魏北周政治史研究—』稻郷出版社、2002年)参照。
- (7) 岡田和一郎「西魏・北周の国家構造—第二次「代人共同体」体制から古典的国制へ—」(『唐宋変革研究通訊』4、2013年)参照。なお、岡田氏は、宣帝が「古典的国制」への転換を模索したとするが、その原因については言及していない。また、「古典的国制」の定義については、渡辺信一郎「天下観念と中国における古典的国制の成立」(『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』校倉書房、2003年、初出2002年)の名を掲げるのみで、岡田氏自身の定義を示されていない。

- (8) 魏斌「関于周隋之際的洛陽經營」(『魏晉南北朝隋唐史資料』20、2003年)の註37参照。
- (9) 前掲註(2)拙稿「北周宗室の婚姻動向」参照。
- (10) 王仲華『北周六典』上(中華書局、2007年、初版1979年)前言4頁参照。
- (11) 山本隆義『中国政治制度の研究—内閣制度の起源と発展—』(同朋舎、1968年)197～198頁参照。納言の職掌は侍從官である。
- (12) 前掲註(4)谷川論文参照。石冬梅「論北周的御正和内史」(『唐都学刊』22-2、2006年)も同様。
- (13) 『周書』卷22・柳弘伝、『隋書』卷56・宇文弼伝参照。
- (14) 前掲註(10)王書174～185頁、前掲註(11)山本書195頁、前掲註(12)石論文参照。北周では内史以外の官職(御正・納言など)も草制にあたった。山本氏は北周における「草制體制の紊亂に歸せしめることができよう」と述べている。前掲註(11)山本書195頁参照。
- (15) 前掲註(11)山本書197頁参照。
- (16) 前掲註(10)王書前言4頁、前掲註(12)石論文参照。
- (17) 前掲註(4)谷川論文参照。
- (18) 「司馬裔神道碑」については、『文苑英華』卷904・職官12・諸將軍1および〔清〕倪璠注・許逸民校点『庾子山集注』(中華書局、1980年)卷13参照。
- (19) 「成備墓誌」の拓本・録文は、胡戟主編『大唐西市博物館藏墓誌』(北京大学出版社、2012年)13番参照。
- (20) 榎本あゆち「西魏末・北周の御正について」(『名古屋大学東洋史研究報告』25、2001年)参照。榎本氏は御正の人事に、親周帝派(反宇文護派)と宇文護派の対立を読み取り、一部の御正は皇帝の監視の任にあたったとする。しかし、親周帝派 vs 宇文護派という図式が成立しないことは、前掲註(2)拙稿「北周宇文護執政期再考」で論じた。
- (21) 南北朝時代には聘使の交換の際に、兼官・假官として散騎官を授けられている事例が多い。前掲註(20)榎本論文参照。
- (22) 前掲註(20)榎本論文参照。
- (23) 建徳元年(572)に司衛・司武を設置し、建徳4年(576)にも禁衛を増置し、宣政元年(578)には司衛・司武に上大夫を設置した。武帝の禁衛改革については、張金龍『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』下(中華書局、2004年)965～984頁参照。
- (24) 『周書』卷12・宇文憲伝に「尋以憲爲大冢宰。……然猶以威名過重、終不能平、雖遙授冢宰、寔奪其權也。(尋いで憲を以て大冢宰と爲す。……然れども猶お威名過重なるを以て、終に平らかなる能わず、冢宰を遙授すると雖も、寔は其の權を奪うなり。)」とある。
- (25) 北魏末期に実権を握った爾朱栄の覇府については、長部悦弘「北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集

- 団再論（1）「一王都一覇府体制を焦点にして」（『日本東洋文化論集』15、2009年）、長部悦弘「北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集団再論（2）「一王都一覇府体制を焦点にして」（『人間科学』23、2009年）、長部悦弘「北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集団再論（3）「一王都一覇府体制を焦点にして」（『地理歴史人類学論集』1、2010年）、長部悦弘「北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集団再論（4）「一王都一覇府体制を焦点にして」（『日本東洋文化論集』16、2010年）参照。
- (26) 爾朱榮登場以前の宣武帝・孝明帝期にも高肇・于忠・元叉・胡太后などが軍事・政治の実権を握っていたことを踏まえると、北周武帝は約70年ぶりに皇帝親政を実現したとすることができる。北魏後半期の政治抗争の概要については、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（前掲註(4)谷川書所収、初出1959年）、窪添慶文「北魏後期の政争と意思決定」（『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、2003年、初出1999年）、室山留美子「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて―北魏墓誌を中心に―」（『中国史学』20、2010年）参照。
- (27) 皇帝侍衛（宮伯・諸侍）については、前掲註(10)王書47～53頁、前掲註(23)張書941～950頁参照。
- (28) 『周書』巻40・王軌伝参照。
- (29) 『周書』巻40・宇文孝伯伝には「五年、大軍東討、拜内史下大夫、令掌留臺事。（五年、大軍東討し、内史下大夫を拜して、留臺の事を掌らしむ。）」とある。宇文孝伯は、司会中大夫・宗師中大夫・左右宮伯中大夫を歴任しており、内史下大夫では品命が下がってしまう。中大夫であった可能性が考えられるが、傍証する史料がないため、原文のままとする。
- (30) 『周書』巻41・王褒伝参照。
- (31) 前掲註(11)山本書198～200頁参照。ただし、山本氏は「琅邪の王褒、武川の王誼、太原の王軌、安平の崔仲方の外に北周の族人宇文孝伯らがあげられる」としており、名族の基準が不明瞭である。
- (32) 『周書』巻20・王盟伝附王誼伝、『隋書』巻40・王誼伝参照。
- (33) 前掲註(2)拙稿「北周宇文護執政期再考」参照。
- (34) 武成2年（560）に作成された「王光墓誌」（王軌の父）に「太原祁人也。……銜命居邊、守茲蕃捍、遂家朔土、綿歷四世。（太原祁の人なり。……命を銜みて邊に居り、茲の蕃捍を守り、遂に朔土に家し、綿歷たること四世。）」とある。「王光墓誌」の拓本・録文は、胡戟等編『大唐西市博物館蔵墓誌』（北京大学出版社、2012年）4番参照。周偉洲氏は、諸史料の記載から王光の一族を東胡の烏丸とする。周偉洲「大唐西市博物館入蔵北朝胡族墓誌考」（呂建中・胡戟主編『大唐西市博物館蔵墓誌研究統一』陝西師範大学出版社、2013年）参照。
- (35) 宇文泰の母の一族である楽浪王氏については、園田俊介「北魏時代の楽浪郡と楽浪王氏」（『中央大学アジア史研究』31、2007年）参照。開皇7年（587）に作られた「王懋墓誌」（宇

文泰の母の兄盟の子)に「其先世有入仕於魏者、重復加拓、遂爲拓王氏焉(其の先世魏に入仕する者有り、重ねて復た拓を加え、遂に拓王氏と爲す)」とあり、複姓を称していることから胡族である。「王懋墓誌」については、楊宏毅・賀達焯「隋《王懋暨妻賀拔氏墓誌》考」(『碑林集刊』11、2005年)、王其禕・周曉薇主編『隋代墓誌銘彙考』①(線装書局、2007年)No.060参照。姚薇元『北朝胡姓考(修訂版)』(中華書局、2007年)は拓王氏を高麗族とする。

- (36) 賀若弼は胡族系功臣の賀若敦の子。宇文弼は宇文泰の族子にあたる宇文深の子。李詢は李賢の子で、十二大將軍クラスの李穆の甥である。李賢・李穆の一族が胡族であることは、山下将司「西魏・北周における本貫の閼離化について」(『早稲田大学教育学部学術研究 地理学・歴史学・社会科学編』49、2001年)参照。
- (37) ただし、『隋書』卷42・李徳林伝に「及周武帝克齊、……仍遣從駕至長安、授内史上士。自此以後、詔誥格式及用山東人物、一以委之。(周武帝、齊に克つに及び、……仍りて遣して駕に従いて長安に至り、内史上士を授けらる。此より以後、詔誥格式及び山東の人物を用いるは、一に以て之に委ぬ。)」とあるように、李徳林は武帝に高く評価され、華北統一後に内史上士に任命され、勅詔起草を委ねられたとあり、重用された様子が窺える。
- (38) 于仲文は「八柱国クラス」の于謹の孫・于寔の子。『隋書』卷60・于仲文伝参照。長孫熾は、長孫稚の曾孫。長孫兕の子。『隋書』卷51・長孫熾伝参照。
- (39) 前掲註(20)榎本論文参照。
- (40) 谷川道雄氏は、北周の諸帝が帝権の回復・強化を図った際に、六官制という建国以来の制度が障壁となったため、周礼的形式の枠内で帝権の優越性を獲得するために、御正・内史を強化したとする。前掲註(4)谷川論文参照。
- (41) 前島佳孝「北周の宗室」(『中央大学アジア史研究』34、2010年)、前島佳孝「西魏・北周・隋初における領域統治体制の諸相」(『唐代史研究』15、2012年)参照。
- (42) 『周書』卷40・王軌伝、宇文孝伯伝、宇文神拳伝参照。
- (43) 『隋書』卷60・崔仲方伝には「宣帝嗣位、爲少内史」とあり、貞観11年(637)に作られた李百薬撰「崔仲方墓誌」には、「宣政元年、授少内史。成絲綸之美、參煞生之柄。及周宣嗣業、刑政乖方。公因被顧問、補陳誠讜。(宣政元年、少内史を授けらる。絲綸の美を成し、煞生の柄に參ず。周宣業を嗣ぐに及び、刑政は方に乖る。公顧問を被るに因りて、補して誠讜を陳ぶ。)」とあり、内史下大夫となった崔仲方が宣帝の「顧問」をつとめていたことが記されている。「崔仲方墓誌」については、河北省文物研究所・平山県博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓」(『考古』2001-2)、堀井裕之「唐・李百薬撰「崔仲方墓誌」の分析—入関山東貴族の性格をめぐって—」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』汲古書院、2007年)参照。

- (44) 『北齊書』卷38・元文遙伝附元行恭伝には、内史就任の記事は見えない。しかし、『広弘明集』卷10・辯惑篇第二之六・周天元立有上事者對衛元嵩（『大正新脩大藏經』卷52 - 159頁中下段）に、「二月廿七日、納言韓長鸞受書、内史上大夫歸昌公宇文澤〔譯〕・内史大夫拓跋行恭等問廣曰（〔大象元年〕二月廿七日、納言の韓長鸞書を受け、内史上大夫・歸昌公の宇文澤〔譯〕・内史大夫の拓跋行恭等、廣に問いて曰く）」とあり、内史上大夫の鄭訳（宇文は賜姓）とともに「内史大夫拓跋行恭」（拓跋は元の本姓）が見え、大象元年（579）2月時点で内史下大夫に就任していたことがわかる。
- (45) 『北史』卷67・唐悟伝参照。
- (46) 『周書』卷32・柳敏伝附柳昂伝参照。
- (47) 前掲註(20)榎本論文参照。
- (48) 彼の諫言の様子は『周書』卷40・王軌伝や『隋書』卷39・于義伝にみえる。
- (49) 『隋書』卷38・皇甫績伝には御正下大夫になったとあるのみだが、「運城北周刻石記」に「大周大象二年歲次庚子二月丁巳朔口日丙寅、詔遣御正中長夫・義陽公皇甫績」とあることから、大象2年（580）2月の時点で御正中大夫に就任していたことがわかる。「運城北周刻石記」の拓本・録文は、李竹林「山西運城發現北周刻石題記」（『文物』1995 - 12）、張榮強「山西運城北周刻石補積」（『文物春秋』1997 - 3）、衛斯「關於山西運城發現的北周刻石題記」（『文物』2002 - 6）、韓理洲等輯校編年『全北齊北周文補遺』（三秦出版社、2008年）118頁参照。
- (50) 前掲註(20)榎本論文参照。
- (51) 前掲註(11)山本書198～200頁参照。
- (52) 前掲註(4)谷川論文、前掲註(7)岡田論文参照。

[付記] 本稿は平成25年度科学研究費補助金（日本學術振興会特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。